

入札説明書等に対する意見・質問書への回答

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
1	入札説明書	4	3_3.8_(2) 入札公告後のスケジュール	入札説明書等に関する質問への回答公表(第1回)から入札参加資格確認申請書の受付まで非常に短期間であるため、参加資格審査申請書類に関する質疑回答のみを事前に頂くことはできないでしょうか。	参加資格申請書類に関する質疑以外の回答は令和6年9月2日に行う予定です。
2	入札説明書	9	4_4.2_(1) 共通の要件 ①ス	「構成企業は、以下の要件を全て満たすこと。 ①地方自治法施行令…に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。」とありますが、同号スの要件については、4_4.2_(2)_①_ア プラントの設計及び建設を実施する企業、及びウ 建築物の建設を実施する企業に関する要件との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	入札説明書	9	4_4.2_(2)_①_ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件 (オ)ア	入札参加資格確認申込みにおいて、専任で配置する監理技術者を示す書類としては、該当者の監理技術者証、及び該当者が8月2日の3か月以上前から企業との間に直接的な雇用関係にあることを示す書類(健康保険証を想定しています)を提示することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	入札説明書	9	4_4.2_(2)_①_ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件 (オ)ア	入札参加資格確認申込みにおいて、「建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者」を示す書類としては、該当者が監理技術者の職務を補佐する者として必要な資格・実務経験を持つことを示す書類(経歴書と資格証を想定しています)、及び該当者が8月2日の3か月以上前か	ご認識のとおりです。

				ら企業との間に直接的な雇用関係にあることを示す書類（健康保険証を想定しています）を提示することによろしいでしょうか。	
5	入札説明書	11	4.4.2_(2)_①_ウ 建築物の建設を実施する企業の要件(オ)ウ	建築物の建設を実施する企業の要件として、「監理技術者を、本工事に専任で配置すること」とございますが、本施設整備事業の建設業許可の業種区分は清掃施設工事と判断されるため、施設整備事業を単独の企業で実施する場合は、清掃施設の資格を有する監理技術者のみの配置をお認めいただけないでしょうか。	施設整備業務を単独の企業で実施する場 合においてもすべての要件を満たす ことが入札参加資格要件となるため、 建築一式工事の監理技術者の専任配 置をしてください。なお、清掃施設工 事の監理技術者との兼任は認めませ ず。
6	入札説明書	11	4.4.2_(2)_①_ウ 建築物の建設を実施する企業の要件(オ)ウ	建築物の建設を実施する企業の要件として「監理技術者を、本工事に専任で配置すること」とございますが、施設整備業務を単独の企業で実施する場合、建築一式工事の監理技術者は構成企業から配置できるものと理解して宜しいでしょうか。	施設整備業務を単独の企業で実施する 場合は、施設整備業務における構成 企業は存在しないため、単独で実施 する企業から配置してください。
7	入札説明書	11	4.4.2_(2)_①_ウ 建築物の建設を実施する企業の要件(オ)ア	入札参加資格確認申込みにおいて、専任で配置する監理技術者を示す書類としては、該当者の監理技術者証、及び該当者が8月2日の3か月以上前から企業との間に直接的な雇用関係にあることを示す書類（健康保険証を想定しています）を提示することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	入札説明書	11	4.4.2_(2)_①_ウ 建築物の建設を実施する企業の要件(オ)ア	入札参加資格確認申込みにおいて、「建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者」を示す書類としては、該当者が監理技術者の職務を補佐する者として必要な資格・実務経験を持つことを示す書類（経歴書と資格証を想定しています）、及び該当者が8月2日の3か月以上前から企業との間に直接的な雇用関係にあることを示す書類（健康保険証を想定しています）を提示することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

9	入札説明書	13	6_6.1 入札参加資格確認申込み (1) 提出書類	提出書類は正本1部を提出することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	入札説明書	13	6_6.2 入札参加資格の確認	「入札参加者は、 <u>施設整備請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間</u> 、4に掲げる入札参加資格を有していなければならない」とありますが、8頁4.2参加資格要件（1）共通の要件①エにおいて、「 <u>本事業の公告日から落札者決定までの間</u> において市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置をうけている者」が入札に参加できないものとされております。この2つの事項において期間に差異がありますが、「本事業の公告日から落札者決定までの間」を正と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の参加資格要件として、8頁4.2参加資格要件（1）共通の要件①エに関しては、本事業の公告日から落札者決定までの間としますが、24頁22.3事業契約を締結しない場合①入札参加資格の欠如において、「落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の本契約の締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は落札者に書面により通知の上落札決定を取り消し、事業契約を締結せず又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができるものとする。」と記載しております。これは落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の本契約の締結日までの間に本市から競争参加資格停止措置を受けた場合を含むものと解してください。
11	入札説明書	23	21. 施設整備請負契約の締結	「…共同事業体の結成を予定する施設整備企業は、入札時に共同事業体に関する協定書（様式は任意）を作成」とありますが、本内容については民法上の組合契約に拠るといふ他には特段の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。もし具体的な禁止事項があればご教示願います。	ご認識のとおりです。